

2026年1月1日 運用開始

林野火災注意報

2026年1月1日から条例が変わり、

新たに、林野火災注意報 が発令されるようになります。

場合によっては、罰則が発生することもあります！

林野火災注意報が発令されたときは次の事項に注意してください！

1 火の使用制限（条例第29条）

- ① 山林、原野等において火入れをしないこと。
- ② 煙火を消費しないこと。
- ③ 屋外において火遊び又は たき火 をしないこと。
- ④ 屋外においては、引火性又は暴発性の物品その他の可燃物の付近で喫煙をしないこと。
- ⑤ 山林において喫煙をしないこと。
- ⑥ 残火（たばこの吸殻を含む。）、取灰又は火粉を始末すること。



2 林野火災注意報発令時の対応

「林野火災注意報」が発令された場合、

- △ 屋外でのたき火など、火の取り扱いは禁止です。
- △ 火を取り扱っている場合は、すぐ中止してください。
- △ 発令時は、消防車両などによる巡回広報を実施します。
たき火などの火を取り扱っている方に対して、実施しない
ように注意喚起を行います。

裏面もあります

3 たき火などを行う際の届出

原則、書類での届出が必須になります。

たき火などを行われる場合は、実施日時や場所などを事前に“書類”で山形消防署に届け出る必要があります。

様式は、松本広域消防局ホームページ
(申請・届出 ▶ 火災予防条例関係)
からダウンロード、又はQRコードから
入手してください。



林野火災注意報及び火災警報の概要 (2026年1月1日から施行)

	林野火災注意報	火災警報
発令条件	<p>①または②のいずれかに該当する場合</p> <p>① 前3日間の合計降水量1mm以下かつ 前30日間の合計降水量30mm以下</p> <p>② 前3日間の合計降水量1mm以下かつ 「乾燥注意報」が発表</p>	<p>①または②のいずれかに該当する場合</p> <p>①実効湿度60%以下で、最小湿度40%以下 で最大風速7mを超える（見込み）</p> <p>②平均風速10m以上1時間以上連続（見込み）</p>
	努力義務	強い制限あり
火の 使用制限	<p>① 山林、原野等において火入れをしないこと。</p> <p>② 煙火を消費しないこと。</p> <p>③ 屋外において火遊び又はたき火をしないこと。</p> <p>④ 屋外においては、引火性又は暴発性の物品その他の可燃物の付近で喫煙をしないこと。</p> <p>⑤ 山林において喫煙をしないこと。</p> <p>⑥ 残火（たばこの吸殻を含む。）、取灰又は火粉を始末すること。</p>	
罰則	なし	罰金30万円以下 又は 拘留（法第44条）

松本広域消防局山形消防署・
朝日村・朝日村消防団

お問い合わせ
松本広域消防局山形消防署
0263-98-4455